

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
るときは、その  
翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示 保安林の指定予定（森林保全課）

公有水面の埋立ての免許（二件）（漁港課）

土地収用法による事業の認定（管理課）

都市計画事業の事業計画の変更の認可（下水道課）

## 告 示

### 鳥取県告示第六百三十五号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年七月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字木地山字人形山一〇〇九の六、一〇〇九の一から一〇〇九の一三まで、字能谷奥八二六の二一

#### 2 指定の目的

水源のかん養

#### 3 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、天神川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

#### 二 保安林予定森林の所在場所

八頭郡佐治村大字加茂字野ノ谷四八三の一、字弘法谷五〇二、字弘法谷平一三一四

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

三 保安林予定森林の所在場所

倉吉市寺谷字石坂平一八四の三、一八四の四、一八四の四四、一八

四の五三、一八四の五六、富海字大佐白口一一一五の一、字大佐伯一  
一六の四、東伯郡東伯町大字八橋字岩船山三四六四の一（次の図に  
示す部分に限る。）、三四六四の三、三四六四の六、三四六四の七、  
三四六四の二一、三四六四の六七、三朝町大字坂本字上野四〇五、四  
二三の一

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字石坂平一八四の四（次の図に示す部分に限る。）、字岩船山  
三四六四の一（次の図に示す部分に限る。）、三四六四の三、三  
四六四の六、三四六四の七、三四六四の二一、三四六四の六七

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、天神川地域森林計

画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする、

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

四 1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町根雨字大畑八〇、字場ヶ塔尻二五〇の三、二五一、字  
寺ノ上へ六二の一

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計

画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

五 1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡北条町大字米里字亀寄一五七

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、天神川地域森林計

画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

六 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町三谷字屋敷七二、七三、字家ノ上エ三二二

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課並びに倉吉市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百三十六号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成四年七月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 免許の日

平成四年七月二十四日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

三 埋立区域

(一) 位置

西伯郡名和町大字御来屋字東屋敷一一〇一及び同大字字前河原二九に接する国有地の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から9の地点までを順次に直線で結んだ線及び9の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 御来屋漁港西防波堤灯台(北緯三五度三〇分三三秒東経

一三三度二九分四八秒)から六九度一八分五五秒一七二・

九八メートルの地点

2の地点 1の地点から一二一度五七分〇四秒一四・〇七メートル

の地点

3の地点 2の地点から一四五度五六分五三秒四七・〇八メートル

の地点

4の地点 3の地点から二四一度五三分〇九秒九八・七三メートル

の地点

5の地点 4の地点から二八九度四七分二三秒二四・一〇メートル

の地点

6の地点 5の地点から四〇度〇六分五五秒六・七三メートルの地点

7の地点 6の地点から一三〇度〇六分五五秒三・一〇メートルの地点

地点

8の地点 7の地点から四〇度〇六分五五秒九八・二一メートルの地点

地点

9の地点 8の地点から三一〇度〇六分五五秒三・一〇メートルの地点

地点

(三) 面積

三、九九七・七五平方メートル

四 埋立てに關する工事の施行区域

(一) 位置

西伯郡名和町大字御米屋字東屋敷一一〇一、同大字字前河原二九及び同大字字東河原五四―二に接する国有地の地先公有水面

(二) 区域

次のアの地点からカの地点までを順次に直線で結んだ線及びカの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 御米屋漁港西防波堤灯台(北緯三五度三〇分三三秒東經一三三度二九分四八秒)から二八度四一分二二秒二二八・七〇メートルの地点

七〇メートルの地点

イの地点 アの地点から三一度五七分〇四秒五九・〇〇メートルの地点

地点

ウの地点 イの地点から一二一度五七分〇四秒一三七・〇〇メートルの地点

ルの地点

エの地点 ウの地点から一四五度五六分五三秒六七・九三メートルの地点

オの地点 エの地点から二四一度五三分〇九秒一六〇・〇〇メートルの地点

ルの地点

カの地点 オの地点から三〇一度五七分〇四秒七二・〇〇メートルの地点

地点

(三) 面積

二四、一八〇・〇九平方メートル

五 埋立地の用途

漁港施設用地

鳥取県告示第六百三十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成四年七月二十四日

鳥取県知事 西 尾 次

一 免許の日

平成四年七月二十四日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

三 埋立区域

(一) 位置

西伯郡中山町御崎字濱五九一の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から4の地点までを順次に直線で結んだ線及び4の地点と1の地点とを結ぶ平成三年の秋分の満潮位における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 御崎地区御崎港燈台（北緯三五度三一分四一秒東線一三三度三五分三六秒）から一一五度一八分二〇秒五〇・八一メートルの地点

2の地点 1の地点から二度四〇分三二秒八・九メートルの地点

3の地点 2の地点から一〇二度三一分一四秒四七・五〇メートルの地点

4の地点 3の地点から一九二度四〇分一七秒九・〇メートルの地点

(三) 面積

四二六・一八平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

西伯郡中山町御崎字前濱四九〇―三から四九〇―五まで、四九一、四九二―一及び四九二―二並びに同町御崎字濱五九一の陸地並びに同

字五九一の地先公有水面

(二) 区域

次のイの地点からニの地点までを順次に直線で結んだ線及びニの地点とイの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

イの地点 御崎地区御崎港燈台（北緯三五度三一分四一秒東線一三三度三五分三六秒）から二六三度四六分四一秒一三二・二メートルの地点

ロの地点 イの地点から一八度三九分四一秒七〇・〇〇メートルの地点

ハの地点 ロの地点から一〇八度三九分四一秒二六八・〇〇メートルの地点

ニの地点 ハの地点から一九八度三九分四一秒七〇・〇〇メートルの地点

(三) 面積

一八、七五七・七六平方メートル

五 埋立地の用途

漁港施設用地

鳥取県告示第六百三十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年七月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

鳥取市

二 事業の種類

鳥取市浜坂体育館建設事業

三 起業地

1 収用の部分 鳥取市浜坂字下河原老地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

鳥取市役所

鳥取県告示第六百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年七月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

東郷町

二 都市計画事業の種類及び名称

東郷都市計画下水道事業 東郷町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年十二月十六日から平成十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 昭和五十二年十二月鳥取県告示第千三十九号、昭和五十八年十月鳥取県告示第八百八十六号、昭和六十二年十二月鳥取県告示第千四十二号及び平成二年四月鳥取県告示第千九百九十二号の事業地のうち東郷町大字長江字東芦崎、大字門田字尾長、大字長和田字二ノ坂根、大字野花字野花川及び字東前田並びに大字引地字内川尻及び字向川尻地内において事業地を変更する。

2 使用の部分 なし